

令和8年度 第1回小矢部市総合教育会議

日時 令和8年6月5日（金）午前11時

場所 小矢部市役所特別会議室（2階）

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 題

・令和8年度小矢部市教育委員会重点施策について

・小矢部市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

4 その他

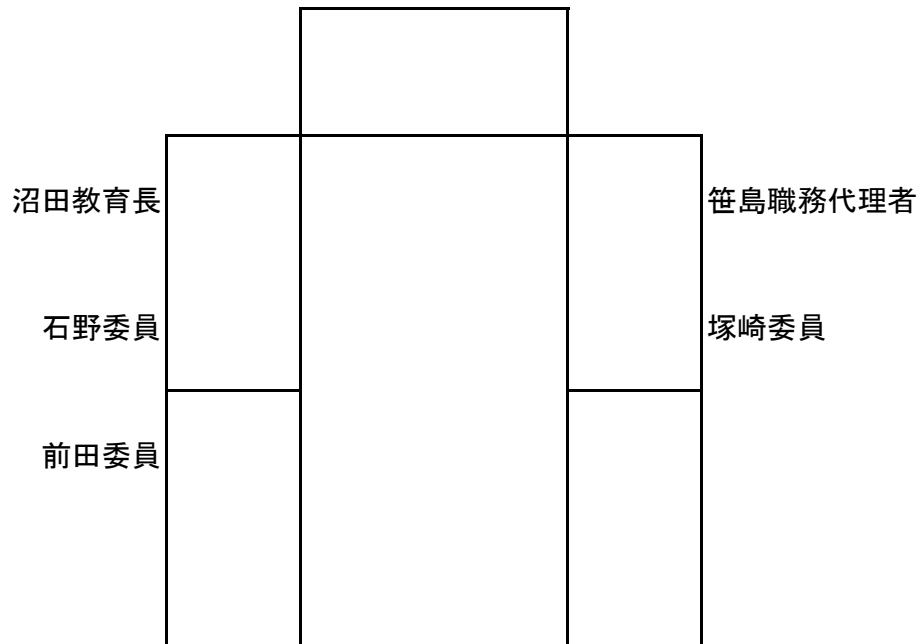
5 閉 会

令和8年度 第1回小矢部市総合教育会議 出席者名簿

構成員	市長	桜井 森夫
	教育長	沼田 勉
	教育長職務代理者	笹島 康代
	教育委員	石野 昌一
	教育委員	塚崎志津江
	教育委員	前田 智嗣
説明員	総務部長	橋本 信之
	教育委員会事務局長	橋本 里美
	教育総務課長	太田 孝博
	文化スポーツ課長	大野 淳也
	学校給食課長	東 健一郎
	こども家庭課長	佐伯真理子
事務局	総務課長	高田 康一
	総務課課長補佐	細川 祐司
	総務課主任	土永 達也

令和8年度 第1回小矢部市総合教育会議 座席表

桜井市長



太田教育総務課長
橋本教育局長
橋本教育委員会
橋本総務部長
高田総務課長

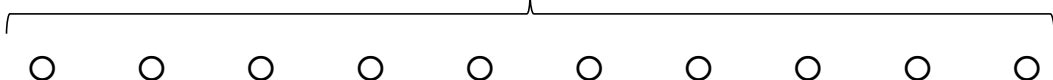


佐伯こども家庭課長
大野文化スポーツ課長
東学校給食課長
細川総務課長補佐
土永総務課主任



○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

傍聴席



令和8年度 小矢部市教育委員会重点施策

小矢部市教育委員会は、第7次小矢部市総合計画及び第2次小矢部市教育大綱を踏まえ、「人をすこやかにほぐくむ教育と歴史文化がいきづくまち」づくりをテーマとし、基本目標として

- 心豊かな人づくり
- 心身ともにたくましい人づくり
- 文化豊かな地域社会の創造

の3つを掲げ、人間尊重の精神のもと、広い視野をもち、生涯を通して自己の向上に努めるとともに、社会の平和と進展に貢献し得る心身ともに健全な人間を育成することを目指す。

令和8年度における教育施策の体系は

- I 未来を拓く力を育む学校教育及び就学前教育の充実
- II 生涯をとおした学びの推進
- III 文化芸術の振興と継承及び文化財等の歴史遺産の保存と公開・活用
- IV 生涯スポーツの振興による健康な心と体の形成

とする。

この重点施策の実施に当たっては、第7次小矢部市総合計画に呼応しながら、関係機関、諸団体の協力や学校・家庭・地域相互の連携の下に、総合的な教育行政の推進に努める。

I 未来を拓く力を育む学校教育及び就学前教育の充実

児童生徒が人と人との関わりを大切にし、国際化、情報化、高齢化社会等の社会の変化に対応しうる、心豊かで、心身ともにたくましい人間となるように、未来を拓く力を育む学校教育及び就学前教育の充実に努める。

1 個を尊重し、「生きる力」を育む学校教育の推進

(1) 授業力向上と確かな学力の育成

ア 一人一人に応じた指導の充実

児童生徒の問題（課題）意識を高め、児童生徒一人一人が自己調整しながら学習を進めることができるようにする。

イ 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得

基本的な生活習慣や基礎的な学習態度についてのきめ細かな指導を行える教育環境を整え、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。

また、家庭と連携し学習習慣の確立を図る。

ウ 思考力・判断力・表現力等の育成

知識・技能の活用を図る学習活動を充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成を図る。

また、児童生徒の科学的思考力を育むため、基礎となる理数教育の充実に努める。

エ 学ぶ意欲の向上と主体的に取り組む児童生徒の育成

児童生徒の興味・関心を生かし、自発的な学習を促すとともに、進歩の状況を積極的に評価し、学習意欲の向上を図る。

また、自ら課題を見つけ、その解決に向けて主体的に取り組む児童生徒の育成を図る（「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の推進）。

オ 授業時数の確保と柔軟な教育課程編成の促進

小中学校の年間総授業時数とともに個々の教科等の授業時数が確保できるよう、行事や事業等の改善・精選に市全体として取り組む。感染症等の影響で臨時休校や学級閉鎖等があった場合でも、オンライン授業をはじめとする様々な手立てを講じて授業時数の確保に努める。

また、子どもの多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育を実現させるために、年間総授業時数を確保した上で教科等間での授業時数の調整を可能とした柔軟な教育課程編成を促進する。

カ 全国学力・学習状況調査等の効果的な活用

全国学力・学習状況調査結果の集計・分析や各種学力調査を継続して実施し、学校改善、授業改善、生徒指導等に効果的に活用する。

キ 「令和のとやま型教育推進事業」の推進

第2期富山県教育大綱に示された「基本理念」「基本方針」「重要テーマ」に基づき「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」「誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す」ことを目指し、豊かな人間性と好ましい人間関係を育成し、一人一人の人格の完成を目指す学校教育の指導にとって欠くことのできない「基本事項」を常に根底に据えて授業改善及び諸活動を展開するように努める。

ク 新しい中学校の学級編制基準への対応

国が定める中学校の学級編制基準が、令和8年度から令和10年度にかけて、段階的に全学年35人に引き下げられることとなった。少人数学級と少人数指導とを組み合わせた効果的な少人数教育を推進するとともに、必要に応じて学校施設環境の計画的な整備に努める。

ケ アクションプランの継続実施

具体的で検証可能な数値目標を掲げたアクションプランを家庭や地域に公開するとともに、学校の特色や教育活動の成果を分かりやすく説明し、学校運営の改善に努める。

コ PTA・地域団体等との連携推進

保護者及び地域住民の理解・協力のもと、よりよい学校運営が図られるよう、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置を進めるとともに、PTA・地域団体等との連携を進め、地域ぐるみで児童生徒を育成する。

また、PTAとともに「親学び」事業の推進に努める。

(2) 読書活動の推進

ア 学校図書館の蔵書等の充実

子どもの豊かな感性と創造性を育てるため、引き続き蔵書の充実に努め、読書環境の整備を図る。

イ 学校司書の専任配置及び研修推進

学校司書を、小中学校各校に専任配置して、学校図書館の積極的な活用を図り、子どもの自主的な読書活動を推進する。

また、学校司書研修会を引き続き実施するとともに富山県教育委員会主催の「図書館教育講習会」を活用するなど研修の充実に努める。

ウ 市民図書館との連携

市民図書館で取り組んでいる「読書通帳」等を活かすため、学校と市民図書館

の連携のもと、子どもたちの読書環境の充実を図る。

(3) 福祉・環境・国際理解・英語教育・情報教育等の推進

ア 福祉教育の推進

教育活動全体において、互いに他の立場や心情を思いやり、進んで人の役に立つとしようとする心と態度を育てる。

イ 環境教育の推進

環境問題やSDGs（持続可能な開発目標）について考え、地域の環境を見つめ地域と連携を図りながら、実践的行動に結びつく環境教育を推進する。

ウ 国際理解教育・英語教育の推進

- ・異文化等の理解促進と国際化に対応できる児童生徒の育成

自他の文化や人権、平和、環境、資源等の地球的規模の問題等を学ぶ国際理解教育を進め、小中学校が連携して、国際化に主体的に対応できる児童生徒の育成に努める。

- ・英語専科教員（講師）の配置

英語専科講師を配置し、小学校英語教育の充実に努める。

- ・外国語指導講師（ALT）の配置

生きた英語教育により、小中学校における外国語活動が効果的に実施されるよう、継続して外国語指導講師（ALT）を配置する。

- ・英語教育研究推進委員会の設置

学習指導要領に基づき、小学校中学年外国語活動、小学校高学年・中学校外国語科について、授業時数等に対応した年間指導計画のもと、着実に授業を進める。引き続き、英語教育研究推進委員会を設置し、小中学校の英語教育が体系的に取り組まれるよう小中の連携、教員の資質向上に取り組むことにより、英語教育の一層の充実に努める。

- ・帰国・外国人児童生徒等に対する支援

帰国・外国人児童生徒等に対し、日本語指導や生活適応指導等の充実を図り、互いに理解し、認め、学び合う環境づくりに努める。

エ 情報教育の推進

- ・児童生徒の情報活用能力の育成

児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成し、情報や情報機器を主体的に選択・活用し、受け手の状況を考えて発信・伝達できる児童生徒を育てる。

- ・情報モラル教育の推進

インターネットやスマートフォン、SNS等への過度な依存による弊害を周

知し、有害情報に巻き込まれないよう、情報モラル教育の推進を図る。

・情報機器の活用推進

「おやべGIGAスクール構想」により整備した市内全小中学校の校内通信ネットワーク設備及び全児童生徒・教員に配布したタブレット及び学習支援ソフト、全小中学校の普通教室・特別教室に配置した電子黒板等の活用推進と適切な保守管理に取り組む。

・デジタル教科書の活用推進

デジタル教科書の教育効果を検証するとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進する。また、児童生徒が使用する学習者用デジタル教科書に合わせた指導者用デジタル教科書を整備し、授業の効率化を図る。

オ 教育DX推進委員会の役割

教育DX推進委員会において、小中9年間を見通した体系的なICT教育や具体的な活用事例の研究・蓄積と教員間の共有化等について、タブレット導入後の現場の状況を検証しつつ、生成AI等の校務への活用についても更に調査・研究を深める。

また、児童生徒が個々の目標や進度に合った形で学んだり、興味・関心のあるものを学んだりする「個別最適な学び」と探究的な学習や体験活動等を通して、子ども同士、あるいは企業や地域の人等、多様な他者と協働しながら学ぶ「協働的な学び」を一体的に推進していくことで主体的・対話的で深い学びの実現を図る。

カ プログラミング教育の推進

学習指導要領を踏まえ、体系的なプログラミング教育の構築を進めるとともに、県のプログラミング教育研修会等に積極的に参加する。また、プログラミング教材の活用等を中心に、意図する活動を実現するための行動の組合せや改善等を論理的に考えていくプログラミング的思考を育てる学習を進めるとともに、教員の指導力向上に努める。

(4) 特別な配慮を必要とする幼児児童生徒への適切な指導や支援の充実

ア 校内支援体制の充実

特別な配慮を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、最もふさわしい学びの場の検討や必要な支援が行えるよう、校内支援体制の充実を図る。

イ スタディ・メイト配置の充実

児童生徒の生活・学習支援のため、小学校に加え中学校にも「スタディ・メイト」を配置する。

ウ 具体的な支援を学ぶ研修の充実

教員等が子どもたちの支援に関して専門的な知識を必要とする場合は、県総合

教育センターや教育事務所、特別支援学校等の県の教育機関を積極的に活用し、具体的な支援方法を学ぶための研修機会の充実に努める。

エ ニーズに応じた相談体制の充実

「にこにこ相談会」等の相談事業の活用により、就学に関する不安や悩みを抱える保護者が必要に応じて相談できるよう、適切な就学相談の推進に努める。

また、現に小中学校に在籍している児童生徒についても、発達や生活、行動、学習等についての相談ができる場であることの周知を図る。

オ 保育所・幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）と小学校の連携及び関係機関等との協力

幼児児童一人一人の発達状況の把握や適切な対応の共通理解を図るために、保育園・小が連携し、切れ目のない支援を行うとともに、県関係機関や医療機関との協力を進める。

カ 早期支援コーディネーターの配置

早期支援コーディネーターを引き続き配置し、保育所、こども園の巡回等により、配慮を必要とする幼児の早期からの把握に努めるとともに、保護者・学校・在籍園とのかけ橋となり、就学時及び就学前後の学びの場の検討についての支援を積極的に行う。

2 健やかな心を育む教育の推進

(1) 社会性、自立心、規範意識、思いやりの心を育む教育の推進

学校の教育活動全体を通して、児童生徒に社会性や自立心、規範意識、思いやりの心などの豊かな人間性を育み、自由と規律がバランスよく身に付く教育の推進に努める。

(2) 自己実現に向けて主体的に取り組む児童生徒の育成

ア 児童生徒がやり遂げた喜びを味わえる学習等の推進

児童生徒がやり遂げた喜びを味わえる学習や協働的活動を通し、仲間との学び合いの大切さを感じられる学習活動を展開する。

イ 組織的・計画的な生徒指導の推進

役割分担を明確にしながら組織的・計画的な生徒指導を推進し、社会の変化に積極的に対応できる自己指導能力の獲得を支える。

ウ 主体的に進路選択できるキャリア教育の推進

キャリア教育を推進し、望ましい勤労観、職業観を基に、自らの生き方を自ら考え、主体的に進路を選択できる児童生徒を育てる。

また、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わ

る活動について、学びを蓄積し、その学びを社会や将来につなぎ、必要に応じて振り返ることにより、主体的に学びに向かう力を育て、自己のキャリア形成に生かすことができるよう、「キャリア・パスポート」の活用を推進する。

エ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業の推進

地域の企業・団体の協力のもと、中学校2年生が5日間連続の職場体験やボランティア体験等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を推進し、生徒の職業への理解を促進し、奉仕の心を育てるとともに、社会性や働く人の心構え、心配り等を学び、将来に向けてたくましく生きる力を育てる。

(3) 人権教育の充実

ア 人権学習の推進

ネットにおける誹謗中傷や性的マイノリティに対する無理解、偏見等が新たな人権問題を生み出すなどの状況の中で、人権尊重の意識を高めていくことは社会全体の大きな課題である。子どもの権利条約のもと、学校においても道徳科等の授業をはじめ、学校教育全体を通じて、個々の多様性を認め合う共生社会の実現に向けた取組を推進する。また、児童生徒の人権を保障し、教職員と児童生徒の間に良好な信頼関係を構築・維持するよう努める。

イ 関係機関・団体との連携

「社会を明るくする運動」や「人権教室」「人権作文」「人権週間における啓発活動」等を通して、関係機関・団体との連携推進に努める。

(4) 生徒指導及びいじめ・不登校等への対応の充実

ア 児童生徒と教員との信頼関係づくり

児童生徒と教員との信頼関係づくりに努めるとともに、児童生徒同士が好ましい人間関係を育むことができるよう自己指導能力の育成に努める。

イ いじめの防止

いじめは児童生徒の人権に関わる問題であり、人として絶対に許されない行為であるという認識に立ち、「小矢部市いじめ防止基本方針」を基に、児童生徒のわずかな変化を見逃さないきめ細かな指導の徹底を図る。

また、学校は、各校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・事案への対処、再発防止に努めるほか、いじめの防止に関する対応を実効的に行うための組織を設置し、いじめの相談・通報の窓口や、いじめの疑いに関する情報等の収集・記録、共有等を行う。

「小矢部市いじめ防止基本方針」については、国の動向や状況の変化に対応して常に見直しの検討を行う。また、小中学校各校で作成している「学校いじめ防

止基本方針」についても同様とする。

ウ 不登校児童生徒等への支援体制の充実

不登校に至る前兆の早期発見に努めるとともに、不登校やひきこもり、教室外登校となっている児童生徒の社会的自立に向け、一人一人の状態や特性に応じた支援や保護者への支援を学校と教育支援センター「ふれんど」の指導員が連携協力しながら行っていく。また、教育センターカウンセラー及び教育センターソーシャルワーカーが学校と情報共有しながら直接引きこもりがちな児童生徒の家庭やその保護者が希望する場所に出向き、子どもや保護者との面談を継続し、双方の抱える問題に寄り添うことで不安の軽減を図り信頼関係を深めていく（アウトリーチ支援）。その上で教育支援センターや民間の子どもの居場所等、子どもが最も安全で安心できる居場所につなげていく。

さらに、教育センター主催の子どもと親の相談員及びスタディ・メイトの研修会を引き続き開催し、資質の向上と相互の連絡・連携を推進する。

なお、教育支援センター「ふれんど」及び教育センターの設置位置について、利用者の利便性等を踏まえた在り方を検討する。

また、現在、石動中学校及び大谷中学校に教室に入りにくい生徒の居場所を確保するため、空き教室を活用した校内教育支援センター（校内フリースクール）を設置し、生徒の居場所の確保やカウンセリング指導員が各種相談を行っているが、今後、その他の学校においても、校内教育支援センターの設置や学校全体として不登校児童生徒の支援ができるよう検討する。

エ 児童虐待の防止

児童虐待については、管理職が前面に立った組織的対応、関係教職員によるチームとしての対応が大切であり、事案が発生した場合は、速やかに学年主任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの関係職員を集め、正確な情報収集、事実関係の整理により、適切な対応を進める。

また、事態が悪化することを避けるため、迷いや疑義がある場合は、市要保護児童対策協議会をはじめ児童相談所、民生児童委員等の関係機関との連携・協力を進め、早期の解決に取り組む。

オ 学校で発生する様々な問題に対する対応

子ども間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生した様々な問題に対して学校から相談があった場合に、法律に基づいた適切な対応ができるよう、小中学校に弁護士（スクールロイヤー）を派遣する。

(5) 相談事業の充実

ア 子どもと親の相談員・スクールカウンセラーの配置及び教育相談室の開設

小中学校における相談体制の充実を図るため、子どもと親の相談員・スクールカウンセラーの配置及び教育相談室の開設を行い、その効果的な活用により、不登校やいじめ等を生まない環境づくりに努める。

イ スクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員の活用

不登校やいじめのほか、家事や家族の世話等を日常的に行っているヤングケアラー等困難な課題を抱える児童生徒の指導相談や家庭環境の改善を支援するため、スクールソーシャルワーカーの活用を推進する。

また、カウンセリング指導員は、配置中学校及び校区の小学校に対して、教育相談の実施や教職員の教育相談に関する資質・能力向上のための助言をするなど、小中連携して課題を抱える児童生徒の支援を行う。さらに、市内小中学校の生徒指導主事に対して必要に応じて、カウンセリングの手法等を指導助言する。

(6) ふるさと教育の推進

ア 三大ふるさと教育の推進

郷土に誇りと愛着をもった児童生徒の育成を目指し、桜町縄文遺跡、木曾義仲、大谷兄弟を三大ふるさと教育に位置付け、桜町遺跡に関する副読本の配布・活用や学芸員・市民ボランティアの活用による縄文体験学習の充実を図るとともに、埴生護国八幡宮、大谷博物館等への現地学習を推進し、先人の功績や豊かな自然環境等に親しむ。また、市民図書館等の諸施設や地域との連携を活かしながら、石動町や津沢町の成り立ちをはじめとする各地域の歴史や、獅子舞、曳山、津沢夜高行燈等の伝統文化に親しむふるさと教育を推進する。

イ 地域教材の作成・活用

ふるさと学習の教材として、次の地域教材の活用を図る。

- ・わたしたちの小矢部（小3）
- ・わたしたちの小矢部地図（小3）
- ・小矢部の先人の心に学ぶ（小5）
- ・自然観察ノート川の水のはたらき（小5）
- ・私たちの郷土 小矢部（小6）
- ・自然観察ノート大地のつくり（小6）
- ・小矢部市郷土学習帳 地理（中2）
- ・小矢部市全図2万5千分の1（中2）

また、市内の特産物や産業の現状など、生の教材を通して、将来の本市の在り方について考えるとともに、ふるさとを愛し誇りに思う心を育てる。

(7) 体験学習の推進

ア 現地学習の推進

小矢部市の自然・地理・歴史・産業等の学習において、現地学習の取組を推進する。

イ 体験活動の推進

福祉体験や各種ボランティア体験、伝統文化・伝承体験等の機会を設け、体験活動の推進を図る。

(8) 中学校部活動の推進

中学校の部活動が適切に推進されるよう、次の取組を行う。

ア 「小矢部市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和6年3月、以下「市ガイドライン」という。）」の推進

市ガイドラインに基づき、適切な部活動を推進するため、部活動は原則週2日を休養日とし、平日の部活動時間は2時間以内、土曜日、日曜日又は祝祭日は3時間以内を目安とする。

イ 部活動指導員の配置継続

部活動の顧問や大会引率等の指導ができる「部活動指導員」の中学校への配置を継続し、質の高い指導と適切な運営による部活動の推進を図る。

ウ スポーツエキスパートの派遣継続

中学校の運動部活動への「スポーツエキスパート」の派遣を継続し、指導の充実と部活動の活性化を図る。

エ 合同部活動による対応の推進

部員数の減少により、練習・大会出場ができない部活動について、複数校による合同チームでの合同練習や大会出場の実施を推進する。

(9) 中学校部活動の地域展開の推進

少子化の急速な進行の中で、子どもたちがやりたいスポーツ・文化芸術活動ができる環境を作るとともに、教員の多忙解消による業務改善を進めるため、市ガイドラインを踏まえつつ、部活動の地域展開を推進する。

(10) 芸術文化活動等の推進

ア 児童生徒の情操・感性の育成

児童生徒の様々な芸術文化活動を引き続き推進し、情操・感性が豊かに育つよう努める。

イ 芸術鑑賞機会の提供

優れた芸術に触れる機会を提供するため、幼児児童生徒を対象とする芸術鑑賞事業への助成を引き続き推進する。

ウ 文化活動発表の場の提供

文化活動への意欲を育てるため、発表の場としての「おやべ＊みんなのアート展」「中学校吹奏楽部合同演奏会」「小中学生科学作品展覧会」等の取組を引き続き実施する。

エ 文化部講師の派遣

中学校の文化部活動への「文化部講師」の派遣を継続し、指導の充実と部活動の活性化を図る。

(11) 平和教育の推進

児童生徒が平和の大切さを理解する平和教育を推進する。社会科や国語科の教科書等に掲載された戦争や被爆の実相に関する資料や文学作品等の学習を基に、戦争や平和について主体的に調べたり、意見を交流したりする学習を行い、平和についての自分の考えや理解を深める学習に取り組む。

また、修学旅行で広島市を訪れる中学校においては、現地の資料に直接触れ、体験を聞くこと等を通して、戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さを学ぶことで、平和教育の推進を図る。

(12) 主権者教育の推進

主権者としての高い意識の確立が求められる中、小中学校においてはその発達の段階に応じ、主権者として、社会の中で自立し、他者との連携・協働しながら、社会を生きぬく力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけるよう努める。

(13) 小中一貫教育の検討・推進

学習指導要領の実施に伴い必要性が増している英語教育の小中連携や9年間を見通した体系的なICT教育の推進等、学習面でのより一層の連携推進や中一ギャップ等の諸課題に対応するため、本市における小中一貫教育の在り方について検討を進め、推進を図る。

(14) 就学支援の推進

就学に伴う家計への負担を軽減するために、要保護・準要保護児童生徒への就学支援の助成を継続するとともに、入学準備金の入学前支給を引き続き実施し、周知を図る。

(15) 各種講師の配置によるきめ細やかな教育の推進

児童生徒一人一人に合わせた指導や、特別な支援が必要な子どもたちへの対応を強化するため、各種講師の配置拡充に引き続き努める。

3 就学前教育の充実

(1) 園児一人一人の健やかな成長を目指す幼児教育の推進

一人一人の発達や学びの連続性を的確に捉えて、生き生きと環境に関わり、友達と楽しく遊ぶ園児を育てる。園を取り巻く自然環境の活用や縄文太鼓等の活動による歴史文化とのふれあい、獅子舞等の伝統文化の実践等を通して、子どもの豊かな心と生きる力を育むことができるよう園活動の充実を図る。

(2) 家庭・地域・こども園における子育て支援の充実

ア 地域における子育て支援の推進

子育てに関する知識や経験が豊富な保育教諭が常駐している子育て支援センター等で、育児や家庭の悩みの相談や、遊び方の提案、乳幼児とその保護者が相互に交流できる場を設けるなど、子育ての孤立化や不安の解消に努め、安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域における子育て力の向上を図る。

イ 地域との連携を活用した園運営の推進

園児に社会性、ふるさと愛が育まれるよう、保護者の理解と参加のもと、地域住民の協力を得て、地域と積極的に関わる活動に取り組む。

ウ 保護者の理解促進と連携推進

保護者が家庭での生活リズムや基本的な生活習慣の重要性を理解することにより、家庭生活の在り方を見直すことができるよう、必要な情報提供に努める。

(3) 公立・私立施設の情報交換促進による市全体の幼児教育内容の向上

引き続き、所長園長連絡協議会等を活用し、公立・私立施設における情報交換を行い、幼児教育の実践に係る共通課題等の探求と理解に努める。

(4) 保育所・こども園、小学校、中学校の連携推進

ア 保園・小の連携推進

保育所・こども園から小学校への円滑な就学に向けた適切な対応を行うために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して、引き続き、教育センターが主催する保園・小連携研修会や小学校教員、保育士・保育教諭による授業・保育の相互参観・意見交換及び「交流学习」を実施し、保園・小の連携を推進する。

また、文部科学省が推進する「幼保小の架け橋プログラム」に基づき、子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を、5歳児だけでなく、3歳児や4歳児についても念頭に置きながら、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもの学びや生活の基盤を育むことを目指すため、保育所・こども園と小学校において、幼児教育と小学校教育の接続を進める。

イ 小中学校の連携推進

小学校から中学校への円滑な就学移行を図るため、小学校と中学校との情報交換、交流授業や児童・生徒間の交流を引き続き推進する。

4 体力づくり・健康教育の推進及び食育等における家庭との連携

(1) 体力づくりの推進

ア スポーツを楽しむ健康でたくましい児童生徒の育成

生涯にわたってスポーツを楽しむことができる健康でたくましい児童生徒を育成するため、基礎体力や運動技能の向上を図るとともに、体育の授業にユニホックを取り入れるなど、運動の楽しさや喜びを味わえる体育・スポーツ活動を推進する。

イ 体力テストの活用等による体力向上

子どもの体力向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を詳細に分析し、分かりやすく活用しやすいリーフレットを作成し、それに基づいた体力・運動能力向上のための取組を実施する。

また、小学校ごとの陸上記録会の開催や水泳インストラクターの派遣等を行い、体力の向上に努める。

(2) 健康教育及び食育の推進

ア 生命の尊さを自覚する児童生徒の育成

健康教育や「いのちの教育」を進め、生命の尊さを自覚し、心身ともに健康で、安全な生活を送る児童生徒を育てる。

イ 健康診断結果等の活用と学校三師・学校保健会との連携推進

児童生徒の健康診断結果等を分析して、生活習慣病等の予防指導等に活用する。また、引き続き、学校三師（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）及び学校保健会との連携を推進し、適切な健康管理に努める。

ウ 薬物乱用防止等の啓発の推進

講習会等の実施により、薬物、喫煙、飲酒、性感染症等防止についての啓発を

推進する。

エ 「早寝・早起き・朝ご飯」の指導推進

児童生徒に、「早寝・早起きをする」、「朝ご飯をしっかり食べる」などの望ましい生活習慣を身につけ、心身の健康の保持・増進を図るよう指導するとともに、家族の理解・協力の促進に努める。

オ 食育の推進

「第3次小矢部市食育推進計画（令和6年度～令和10年度）」に基づき、食への感謝の気持ちの醸成や栄養バランスの良い食生活の実践、地産地消の推進等、食育の普及啓発に努める。

学童農園事業、給食食材での地場産物の活用、栄養教諭による食に関する指導等を引き続き実施する。

カ 国の保健管理システムの運用と学校支援システム保健情報の一元化

日本学校保健会が運用する「学校等欠席者・感染症情報システム」と本市で運用している校務支援システムとの連携について、他の自治体の状況等を把握し検討する。

(3) 安全・安心な学校給食の提供

ア 衛生管理の徹底

食品衛生管理を徹底し、安全・安心な学校給食を提供する。

イ 学校給食センター施設・設備の整備・改修

学校給食センター施設・設備の整備・改修を計画的に進める。

ウ 楽しい給食の提供

地元の農産物を積極的に取り入れ、メルヘン献立や日本各地の料理等を引き続き実施し、美味しく楽しい給食の提供に努める。

エ 食物アレルギーへの対応

「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を活用し、食物アレルギーを有する児童生徒に対し、個別面談等による保護者との共通理解の促進や医療機関との連携、学校全体の取組体制の確立等により、原因食品の確実な除去を行うなど、的確な対応を進める。

また、食物アレルギー原因食材を除去した「みんなで食べる学校給食」を継続して実施する。

オ オーガニック給食の提供

学校給食は成長期にある児童生徒に提供していることから、食品添加物や残留農薬、遺伝子組換え食品などに対する保護者の関心が年々高まっているため、学校給食に有機農産物の導入に努める。

カ 学校給食センターの新築

令和8年度は、令和6年度に策定した新学校給食センター整備実施設計に基づき、引き続き、新学校給食センター建築工事を行う。また、令和4年度から実施している小中学校基金への計画的な積立てを継続する。

(4) 家庭との連携

ア 健康の大切さの理解促進と自主的な健康生活の実践

日常生活における健康の大切さや疾病の予防等について、家庭での関心や理解の促進を図り、「早寝・早起き・朝ご飯」や「メディアを適切に利用できる力」などの基本的な生活習慣の定着を確立し、自主的に健康な生活が実践されるよう努める。

イ 家庭との連携による生活習慣病等の予防の推進

家庭との連携により、生活習慣病、虫歯、近視等の予防と早期発見・早期治療に努め、児童生徒自らによる健康管理と疾病予防を推進する。

ウ 健康づくりノートの活用

「健康づくりノート（とやまゲンキッズ作戦）」の積極的な活用により、学校と家庭及び保健・医療機関等が連携した健康教育を推進し、児童生徒が自らの生活を改善し、望ましい生活習慣が身につくよう努める。

5 多様なニーズに応える教職員の育成

(1) 効果的な研修の推進

使命感と倫理観を持ち、創意と責任ある教育活動が展開できる高い専門性を有する教職員の育成を図るため、効果的な研修を推進する。

また、世代交代が進んでいる中でのミドルリーダーの育成や若年層の資質の向上を図る。

(2) 校内研修の充実

学校教育目標の実現を目指す組織的・計画的な学校運営を推進するために、全校体制で取り組む校内研修の充実を図る。

(3) 個人研修の促進

指導力や専門性を高めるため、各教員が自らの課題を明確にした個人研修に励むとともに、資質・能力向上のための各種研究会、講演会等への積極的な参加を促進するため、研修等の情報を提供する。

(4) 派遣研修の推進

専門的な知識及び技術を習得し、その資質の向上と指導力の充実を図るため、小学校及び中学校の教員を先進地に派遣する。

(5) 教員の情報活用能力向上と教材開発の推進

教員のICT活用能力の向上により、情報教育活動が工夫・改善されるよう研修を推進するとともに、情報機器を活用した「分かる授業」を展開し、児童生徒の学力向上に繋げるための教育方法や教材の開発研究に努める。併せて、児童生徒等の個人情報管理徹底を図る。

また、1年を通して各校月2回（年24回）ICT支援員を配置し、ICT環境のさらなる整備・推進に努める。

(6) 教員多忙解消の推進

教員の長時間労働の是正に向けた具体的な取組を推進する。

ア 校務支援システムによる出退勤時間の把握を行うとともに、市小中学校長会とともに長期間勤務の削減に向けた取組を検討推進する。

イ 部活動の地域展開を推進するほか、部活動の顧問や大会への引率等の指導ができる「部活動指導員」を引き続き中学校に配置拡充し、教職員の多忙解消を図る。

ウ 作品募集における学校での事前審査の廃止、学校への直接依頼の廃止等により、小中学校の事務負担軽減を推進する。

エ 夏休み中のお盆及びお盆をはさむ前後2日間程度を、小中学校を完全閉庁とする。また、年末年始やゴールデンウィーク等も含めて、中期的な学校休業中の保護者からの学校への連絡は、市教育委員会で受け付ける。

6 安全・安心な学校づくりと学校教育環境の整備

(1) 学校の防災体制の整備・推進

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常時には地域住民の緊急避難場所となることから、避難所等開設支援や避難方法等を定めた学校防災マニュアルを定期的に改訂し、災害時の児童生徒の生命及び身体の安全確保に万全を期す。

(2) 学校施設の整備・改修と教材備品の整備・充実

ア 学校施設の整備・改修

児童生徒が安全で安心して快適な学校生活を送ることができる教育環境を確保するため、学校施設の整備・改修等を計画的に推進する。

令和8年度は、主に次の整備・改修を行う。

- ・石動小学校 グラウンド遊具修繕
- ・大谷小学校 音楽室床張替修繕、遊具撤去
- ・東部小学校 2階防火戸修繕
- ・蟹谷小学校 体育館前廊下床張替、B棟2階廊下・階段床張替、サブグラウンド鉄棒撤去、屋内消火栓設備修繕
- ・津沢小学校 配膳室空調設備工事、職員室空調修繕、防犯カメラ修繕
- ・石動中学校 屋上外壁改修工事（1期）、配膳室空調設備工事、受変電設備改修工事、受変電設備変圧器処分、防排煙制御設備修繕
- ・大谷中学校 配膳室空調設備工事、自動火災報知設備・誘導灯設備・防排煙制御設備修繕、低圧コンデンサ改修工事、低圧コンデンサ処分
- ・津沢中学校 配膳室空調設備工事、自転車置場屋根改修工事
- ・蟹谷中学校 配膳室空調設備工事、理科室実験台天板張替修繕、グラウンド4柵型高鉄棒撤去

イ 教材備品の整備・充実

児童生徒の学習環境の整備・向上を目指し、引き続き教材備品の整備・充実を図る。

(3) 安全教育の推進と安全管理の徹底

ア 安全教育の推進

児童生徒が、危険予測・回避能力を身につけるよう安全教育を推進する。

イ 安全管理の徹底

遊具、校舎、体育館等の学校施設の安全点検を行い、安全管理を徹底する。

ウ 緊急事態における情報伝達の強化

台風、豪雪や熊の出没等の緊急事態に対応するため、第一に市防災・緊急メール、ケーブルテレビ、市ホームページを活用し、学校個別の情報等は必要に応じて保護者連絡アプリや個別の緊急連絡網等を活用することで、保護者への情報伝達を強化する。

エ 適切な学校環境衛生の維持・改善

「学校環境衛生基準」に照らし、学校薬剤師等と協力して、適切な学校環境衛生の維持に努める。また、適正を欠く事項については、早急な改善を図るよう努める。

(4) 通学等の安全確保

ア スクールバスの安全運行

登下校時及び校外学習等におけるスクールバスの安全運行を徹底するとともに

に令和8年度も、引き続き中学生の冬季における通学対策を行う。

イ 家庭・PTA・地域との連携による安全確保

登下校時における子どもの安全を確保するため、家庭やPTA・地域住民の協力による「地域見守り隊」や「こども110番の家」等の地域ぐるみの安全対策を継続して推進する。

また、保護者への迅速な情報提供ができるよう、市及び学校の一斉メールシステム等の活用を推進する。

ウ 小矢部市通学路安全推進会議による取組の推進

道路管理者、警察、交通安全協会等の関係機関・団体及び学校・PTA等から成る小矢部市通学路安全推進会議において、通学路の道路改修や歩道設置、防犯灯設置等通学路の交通安全の確保並びに防犯上の安全確保に向けた取組を推進する。

7 小中学校の再編の推進

小矢部市総合教育会議において議論し、令和6年12月策定の「小矢部市小中学校再編推進計画」で示された学校再編に向けた基本的な取り組み方針に基づき推進する。

令和8年度は、令和7年度に引き続き、小中学校再編推進地域協議会において、東部小学校を石動小学校へ統合するための所要の準備と円滑な移行に向けた様々な調整項目について協議する。

また、市内中学校を1校に統合するための候補地について適地調査を行う。

Ⅱ 生涯をとおした学びの推進

社会の変化に対応し、市民が生涯にわたり学習できる環境づくりと機会の拡充に努める。

1 生きがいのある充実した人生を送る生涯学習の推進

近年の急激な高齢化社会の進行に伴い、市民の学習ニーズは一層多種多様化している。こうした中で、全ての市民が生涯にわたって多くの人々とつながり楽しみながら学習できる環境づくりを図るとともに、生涯学習を推進することにより活力ある地域づくり、人づくりに努める。

(1) 生涯学習推進体制の充実

ア 講座内容の充実等の推進

市民一人一人の生涯学習の意欲の高揚を図るため、各種講座の学習内容の充実、学習サークルの育成及び生涯学習に関する情報の提供に努める。

イ 学習サークル等の育成

生涯学習の拠点としての市民交流プラザ、市民図書館及び公民館を活動の場とする学習サークル等の主体的活動を支援する。

ウ 人材の活用と育成

豊かな経験をもった人材の活用を積極的に図るとともに、地域におけるボランティア活動を推進する人材の育成を図る。

エ 社会教育指導員・公民館指導員の配置

生涯学習講座の内容の充実と社会教育関係団体や学習サークル等の指導・相談及び育成のために社会教育指導員・公民館指導員を配置する。

(2) 生涯学習活動内容の充実

ア 講座の開設と広報活動の推進

「だれでも、いつでも、どこでも」学習機会を選択して楽しく学ぶことができるよう市民ニーズに即した各種講座を開設するとともに、各種団体の会合を活用したPRチラシの配布や市ホームページ・ケーブルテレビ等、多様な広報媒体を活用し、より多くの市民が学習に参加できるよう情報提供に努める。

地域の歴史、文化、自然、産業等の活用により、地域への愛着心を育てる学習活動を推進する。

イ 市民ニーズに対応した学習機会の拡充

富山県が主催する県民カレッジの周知により、幅広い分野の学習機会を提供するとともに、県民カレッジ砺波地区センターとの連携事業（共催事業）を複数回

開催することで他市の学習者との交流を図る。また、呉西6市連携事業を活用して、他市の歴史や文化について学ぶ機会を提供するなど、市民ニーズに対応した学習機会の拡充に努める。

2 心のふれあいを深める社会教育の推進

市民一人一人が互いに心の交流を深め、家庭・学校・地域が一体となり、明るい教育環境づくりを推進し、社会教育の一層の振興に努める。

(1) 家庭・地域における健やかな子どもの育成

ア 地域での子どもの居場所づくりとの推進

地域で子どもたちを元気に育てる環境の充実に向け、様々な体験活動を通して、安全で安心できる居場所づくりに努める。

イ 親子の共同・共感体験機会の提供

公民館活動等において親子の共同・共感体験等の機会を提供し、親子のふれあいや親同士の意見交換、ネットワークづくりを通して家庭教育を見直す機会の提供に努める。

ウ 親学び事業の充実と参加促進

親の役割や家庭教育に関する多様な考え方にふれる機会を提供するとともに、子育てに不安や悩みをもつ親を支援するため、推進リーダーが学校と連携し、できるだけ多くの保護者が参加しやすいPTA行事や就学時健診・授業参観等の学校行事に合わせて「親学び講座」を開催する。

エ 地域おやべっ子教室推進事業の充実

子どもたちが、地域社会全体において心豊かで健やかに育まれるよう、世代をこえて地域の人たちと交流を行う、「地域おやべっ子教室推進事業」を実施し、よりよい環境づくりに努める。

オ 通学合宿・宿泊学習事業の推進

子どもたちに共同生活を通して基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、自立心や協調性等を育てるため「通学合宿・宿泊学習事業」の取組を引き続き推進する。

併せて、本事業への地域住民の参加を促進することによりネットワークづくりを推進し、地域の教育力の向上を図る。

(2) 社会教育活動の推進

ア 青少年健全育成の推進

心身ともに健康でたくましい青少年を育てるため、少年補導員や関係行政機関

等と連携を密にしなが、健全育成、非行防止に努める。また、自主的に活動する青少年育成団体の支援を図る。

イ 学習機会・情報の提供

市民誰もが余暇時間を有意義に過ごすことができるよう、学習機会と情報の提供に努める。

ウ 学習成果の活用

郷土の歴史や伝統文化等を調査研究する生涯学習講座の学習成果の活用を図る。

エ おやべ再発見「子どもかるた」の活用

郷土の歴史・文化を子どもたちが詠み・描いた作品を基に作成した「おやべメルヘンかるた」を活用し、伝統的なかるた遊びの中からおやべを再発見するとともに郷土愛の醸成を図るため、公民館・市民図書館のイベントや子ども向け生涯学習講座など幅広い利用を促進する。

(3) 公民館活動の推進

ア 各種講座の開設

地域住民のニーズにあった各種講座を開設し、生きがいのある楽しいまちづくりを推進するとともに、地域の特性を活かした公民館活動の展開に努める。

イ 子どもたちの地域交流活動の推進

子ども又は親子を対象とした自然体験や多世代交流等の公民館活動の充実により、子どもたちの地域社会との交流活動の推進に努める。

ウ 地域コミュニティの拠点としての役割の発揮

地域コミュニティの維持のため、地域の人々が集い、地域のつながりを深める拠点施設としての役割を発揮するよう努める。

エ 公民館職員の研修会への参加等

公民館職員の各種研修会等への参加を促進し、各種講座・活動の企画者としての資質の向上を図るとともに、公民館職員のなり手不足の解消に努める。

(4) 図書館活動の推進

ア 誰もが気軽に利用できる読書環境づくり

市民の文化・教養の向上に資するよう、多様なニーズに対応した蔵書の整備と立ち寄り易い雰囲気を作り出すとともに、様々な読書活動の推進を展開し、誰もが気軽に利用できる読書環境づくりに努める。

特に、将来を拓く子どもたちに向けて、市民図書館の「おとぎのひろば」等を活用し、「読み聞かせ」「絵本づくり」などの読書活動推進事業を継続実施し、本

への興味・関心を高め、本を通して情操を養う機会を提供するとともに、「第4次小矢部市子ども読書活動推進計画」に基づいて、子どもの読書活動の推進に努める。

また、令和8年度は市民図書館開館7周年を記念し、全国的に有名な絵本作家を招いて「おはなし会」を開催する。

イ ブックスタートの推進

絵本を介して赤ちゃんと保護者の心がふれあうきっかけづくりを行うため、乳児健診の会場において、絵本の読み聞かせや贈呈等を行うブックスタートを推進する。

ウ 児童図書の実充

子どもたちが良書と出会い、読書の楽しさを実感できるように、児童図書の充実に努める。

エ 学校図書館との連携

子どもたちの読書活動の推進を図るため、「読書通帳」を活用し、学校図書館との連携に努める。

オ 招待事業の実充

子どもたちの家庭読書の習慣化と図書館利用の促進を図る。

- ・保育所及び認定こども園の園児を市民図書館に招待し、読み聞かせなどの楽しい体験を通し、図書館に親しむきっかけを提供する。
- ・小学1年生を対象とした図書館探検隊事業を実施し、図書館の利活用や家族を含めた家庭読書の推進を図る。

カ 相互利用協定等による利用の実充

小矢部市・津幡町図書館の相互利用協定に基づき、利用の拡大を図る。

キ 地域資料の収集と「郷土資料コーナー・相談窓口」の開設及びおやべの民話の普及

歴史的価値を有する地域資料の収集、保存を行うとともに、桜町遺跡、義仲・巴、大谷兄弟を中心とする「郷土資料コーナー・相談窓口」を開設し、市民への情報資源としての活用を図る。また、ふるさと小矢部への愛着を高めるため、小学校区5地区の「おやべの民話」合本を活用し、民話に親しんでもらう。

ク 雑誌スポンサー制度の推進

企業・商店・団体等を対象に実施している雑誌スポンサー制度の一層の活用により、雑誌コーナーの実充を図る。

(5) 社会教育施設の実充と適切な管理・運営体制の整備の推進

ア 市民から親しまれる施設の維持・管理

市民交流プラザ、市民図書館及び公民館の適切な管理に努める。

イ 各種社会教育施設・設備の整備・改修等

全ての世代が気軽に利用できる施設環境を確保するため、施設、設備の整備・改修等を計画的に推進する。

令和8年度は、主に次の整備・改修を行う。

(公民館)

- ・藪波公民館中規模改修工事
- ・荒川公民館駐車場整備工事
- ・公民館冷暖房機更新工事（埴生・正得・東部・若林）
- ・南谷公民館屋根雪止設置工事

Ⅲ 文化芸術の振興と継承及び文化財の保存と公開・活用

文化芸術の振興や伝統芸能の継承及び発展を図りながら新しい市民文化の創造に努めるとともに、歴史的・学術的価値の高い文化財の保存、公開及び活用に努める。

1 文化芸術の振興と継承

心の豊かさや生活に潤いを求める市民の文化芸術に対するニーズに応えるため、文化芸術活動の推進及び芸術鑑賞機会の拡充を図るとともに、市民の自主的な創作や発表・活動を支援する。

また、市民文化の創造についての方向性や方策を総合的に示す文化振興ビジョンの策定に向けて、検討を進める。

(1) 小矢部市美術展及び小矢部市芸術祭の開催

ア 小矢部市美術展の開催

新たな美の創造と優れた作家の養成を目的とした市美術展をアートハウスおやべで開催する。また、令和3年度に新設したエスポワール賞（高校生奨励賞）により、若年層の出品意欲を引き出し、さらに市美術展を盛り上げ、小矢部市全体の芸術活動の活性化を図る。

イ 小矢部市芸術祭の開催

市民の自主的な文化芸術活動の発表の場である芸術祭を支援し、市芸術文化連盟と連携しながら、市民が芸術を鑑賞する機会の充実と地域の芸術振興等に努める。

(2) アートハウスおやべ自主事業の充実

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人々が美術活動に参加し、楽しむことができるよう、アトリエ機能の活用及び各事業の充実を図るとともに、市域、県境を越えた作家の交流等により、「美」を通じた交流の拠点づくりを目指す。

令和8年度は、令和7年度の全国公募展において入賞した作家3名による受賞作家展や人気絵本の原画展をはじめ、市内の児童等の作品を一堂に楽しめる「おやべ＊みんなのアート展」やワークショップ等の多彩な企画展を開催し、文化芸術の振興を図る。

(3) 子どもたちの文化芸術活動の推進

子ども伝統文化祭の開催やアートハウスおやべでのワークショップ事業の拡充、みんなのアート展の開催等を通して、子どもたちが、文化芸術や伝統芸能等に対し

関心を深め、創造力や豊かな感性を育むための文化芸術活動を支援する。

また、中学校部活動の地域展開の推進に合わせ、将来にわたって子どもたちが、継続的に文化芸術活動に親しむ機会を確保する。

(4) クロスランドおやべ自主事業の充実

クロスランドおやべの様々な施設を活用しながら、年間を通して実施している自主事業について、これまでの事業の効果等を踏まえ、事業の在り方を再検討し、効果的な事業展開に努める。また、引き続き恋人の聖地やミニS L施設の活用により、交流人口の拡大に努める。

(5) クロスランドおやべの活性化

クロスランドおやべの活性化策について、先進地の事例研究も含め、調査研究を行い、企画内容やPR戦略への反映を図る。

(6) クロスランドおやべの適切な管理・運営体制の整備の推進

ア 施設の維持・管理

クロスランドおやべの適切な管理に努める。

イ 施設・設備の整備・改修等

市総合計画及び市長寿命化計画を踏まえ、文化芸術の拠点、交流人口の拡大としての充実等を図れるよう、計画的な修繕を実施する。

令和8年度は、主に次の整備・改修を行う。

- ・ 高圧ケーブル更新工事
- ・ 高圧コンデンサー更新工事
- ・ ミニS L復旧修繕（ミニS L20周年記念）

2 文化財の保存と公開・活用

当市は、桜町遺跡や今石動城跡をはじめ、多くの文化財を有している。近年の生涯学習ブームの中、市民の郷土の歴史・文化に対する関心の高まりとともに、郷土の貴重な文化遺産を後世に伝えるために、文化財の調査、保存及び活用に一層努め、市民の文化財に対する理解と保護意識の高揚を図る。

(1) 指定文化財の保存・活用の推進

国・県及び市の指定文化財等を顕彰するとともに、その保存及び活用に努める。

令和8年度は医王院が所有する市指定文化財「医王院十王像」について修繕事業に補助を行い、その保存活用を進める。

(2) 桜町遺跡の活用推進と出土品の国の重要文化財指定の取組推進

ア 国の重要文化財指定への取組

桜町遺跡出土品ができるだけ早期に国の重要文化財の指定候補となるよう、その働きかけを進める。

イ 桜町遺跡の活用推進

桜町遺跡の体験学習等の拠点となる桜町 J OMON パークの施設を活用するとともに、市民ボランティアの協力により体験学習等の活動を推進する。

また、縄文に関する「夏休み子ども講座」を開催する等、より広い世代に縄文時代を体感してもらうとともに、小中学校に桜町遺跡についての副読本を配布して社会科の現地学習や「総合的な学習の時間」等で活用を促進するとともに、学校への学芸員及び市民ボランティアの積極的な派遣を行うことで学校との連携を強化し、児童生徒の桜町遺跡への理解と関心を高める。

ウ 情報発信と人材の育成

縄文都市連絡協議会加盟都市で開催される縄文シティサミットに参加し、桜町遺跡の情報発信に努める。また、本年度も市内中学生を対象とした県外への「縄文遺跡探訪事業」を実施し、縄文文化や地域文化を学習し、桜町遺跡を生かしたまちづくりに取り組む人材の育成を図る。

(3) 松根城跡等の山城跡及び北陸道等の「歴史の道」の保存・活用

国史跡の松根城跡や一乗寺城跡等、加越国境に位置する市内の山城跡群を探訪する講座を開催し、併せて「歴史の道100選」の選定を受けた北陸道や小原越、田近越を紹介することにより、市民への普及と活用に努める。

(4) 埋蔵文化財の調査及び公開

市内の各種開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査の実施と報告書の作成及びその調査成果の公開に努める。

(5) 小矢部ふるさと歴史館の活用推進

小矢部ふるさと歴史館では、市内の遺跡から出土した土器、石器及び木製品等の整理・保管をはじめ、展示を行うことにより、市民等に分かりやすく小矢部市の歴史を紹介する。また、桜町遺跡出土品展示室や古墳出土品展示室では、遺跡出土品のうちの優品の展示を行うとともに、展示以外の遺跡や出土品についての情報提供も行い、「考古資料館」としての機能を充実させる。併せて、定期的なりニューアルとPR強化及び施設を核として活用する企画の実施や、年齢層に対応した企画の計

画的かつ継続的な実施を行う。

(6) 小矢部市大谷博物館の活用推進

昭和初期の建物群や当時使用されていた農具や生活道具等民俗資料を公開・展示するとともに、名誉市民である大谷米太郎氏、大谷竹次郎氏、大谷勇氏の関連資料を展示し郷土学習に資する。

令和8年度は、茶会の企画等を行うとともに、博物館施設や水落大谷記念公園の適正な管理に努める。

(7) 伝統芸能等の保全等

曳山や津沢夜高あんどん祭、雅楽をはじめとする市指定文化財や獅子舞等の伝統芸能に対して保護等に必要な支援を行い、保存継承を図る。

今後も引き続き、関係団体等への現状の聞き取り調査等による実態把握をするとともに、現状に即応した文化財保護事業補助金要綱の見直しなどを行いながら、効果的な支援を実施する。

(8) 歴史資料等の調査・整理と公開・活用

歴史資料等の調査研究及び市が保管する古文書の整理を進め、市民に公開し、その活用を図るとともに、破損しないよう大切に保存する。また、貴重な歴史的資料についても、失われていかないよう保存に努める。

(9) 文化財保存活用地域計画策定事業

令和8年度から3か年の予定で、市内の文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランである文化財保存活用地域計画の策定を行い、策定後はその方針に基づいた施策を実施していく。

IV 生涯スポーツの振興による健康な心と体の形成

市民が健康で明るく活力ある生活が送れるよう、その多様なスポーツニーズに応え、誰もがスポーツに親しめるスポーツ文化の創造を目指して、「第4次小矢部市生涯スポーツプラン」（令和4年3月策定）を基本として、生涯スポーツの振興に努める。

1 目指す将来像

生涯スポーツ社会の実現

～ いつでも どこでも いつまでも スポーツを通してみんな笑顔に ～

生涯スポーツ社会とは、年齢、性別、障害の有無に関係なく、各ライフステージに応じて、スポーツに興味・関心をもち、「する」、「みる」、「ささえる」、「はぐくむ」等、それぞれのライフスタイルに合った形でスポーツ活動に参画することで、日々の生活をより豊かに、健康で元気あふれる生活を営むことができる社会を目指す。

2 生涯スポーツ社会の具体的な姿

- (1) 市民一人一人がスポーツを楽しみ、充実したライフスタイルを送ることができる社会
- (2) スポーツを通して多世代が交流・協力をする多様性のある社会
- (3) 全国、世界の舞台へ羽ばたき、喜びを分かち合うことのできる社会
- (4) スポーツを通して小矢部市の魅力・文化を発信し、活力に繋げることができる社会

3 スポーツ推進の具体的方策

- (1) 健やかな子どもの育成とスポーツに親しむことのできる環境づくり

ア 市民ひとり1スポーツの推進

- ・親子で参加できる教室やイベント等の開催を行い、子育て世代が参加しやすい環境づくりを推進する。
- ・いつでもどこでも自分のタイミングで取り組めるラジオ体操やウォーキング等を推進する。
- ・誰もが参加できるニュースポーツのイベントや体験教室等を開催する。
- ・介護予防や健康寿命を延ばすため、高齢者も参加しやすいパークゴルフ大会やカローリング大会等を促進し、スポーツに親しめる環境づくりを行う。
- ・障害者も参加できるボッチャ等のユニバーサルなスポーツイベントを開催する。

イ 運動好きな子どもの育成と体力向上に向けた取組の推進

- ・幼児から児童を対象に運動好きな子どもたちの育成と体力向上に向けて、「小

矢部元気ッズ育成支援事業」を実施する。

- ・ NPO法人おやベスポーツクラブと連携し、「放課後出前教室」を開催し、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを設けていくとともに、スポーツをする機会の提供に努める。
- ・ 保育所・こども園を巡回して行う「保育所（園）・こども園体力向上支援事業」を継続実施することで、運動好きの子どもの育成を図るとともに保育士等を対象に実技指導とその必要性等を学ぶことができる研修会を実施する。
- ・ 各人の興味・適性に合ったスポーツの選択肢が広がるよう、幼児期から小学校低学年期において様々なスポーツに触れる機会が得られる仕組みづくりについてスポーツ少年団や各競技団体と研究・協議を進める。

ウ 子どもから高齢者までのニーズに応じたスポーツ機会の提供

- ・ 毎月第2日曜日を「市民スポーツの日」とし、スポーツに取り組む市民の意識を高める。また、公益財団法人小矢部市スポーツ協会、NPO法人おやベスポーツクラブ、小矢部市スポーツ推進委員協議会と連携を図り、「市民スポーツの日」の周知を図るためのイベントを実施する。
- ・ 子どもから大人までを対象に、親子や三世代で参加できる「市民体力測定会」を行う。
- ・ 令和元年度から公益財団法人小矢部市スポーツ協会が自主事業として行う、小矢部陸上競技場の市民開放デイの開催を支援し、ランニング愛好者等への活動場所の提供に努める。
- ・ 民間施設を利用して、室内温水プール市民開放デイ事業を行い、市民の体力向上及び健康増進を図る。
- ・ 市民が気軽にスポーツに親しめるようニーズに応じたスポーツ用具の購入を進め、無料で貸し出しできるように整備を行う。

エ スポーツ施設の適切な活用・維持・管理及び改修・拡充の計画的な推進

- ・ スポーツ環境の充実を図るため、施設、設備の改修や用具の整備を計画的に進める。令和8年度は、主に次の整備・改修を行う。
 - ①小矢部陸上競技場公認対応工事
 - ②市民プールのあり方検討業務
 - ③水島スポーツセンターオートリフター撤去工事
 - ④藪波スポーツセンター遮光カーテン取付工事
 - ⑤野外運動広場メンテナンス工事
- ・ 市民にとって最も身近なスポーツ活動の拠点となる学校体育施設を有効活用するため、空きスペースや空き時間を有効活用できるよう使用状況を市ホームページ上で公開するなどして、一層の施設開放を促進する。

- ・指定管理者が各スポーツ施設に設置した「意見箱」や市ホームページから、市民や利用者の多様な意見を組み入れ、指定管理者との連絡を密にしながら、利用者本位の良好な施設の維持管理・運営に努める。また、指定管理者には四半期毎に、報告書等の関係書類の提出を求めるなど、引き続き適正管理に努める。
- ・スポーツ施設の相互利用の促進をPRするとともに、施設利用予約システムの市民への周知と活用を図り、より利便性を高める。

(2) スポーツを支える組織の充実と人材の育成

ア スポーツ関係団体等との相互連携の推進

- ・市内のスポーツ関連団体相互の連携を図り、情報の共有やイベント協力、スポーツ備品等の相互利用などの連携を推進する。
- ・スポーツイベントの実施を通して、市民のスポーツへの関心が高まり、各種スポーツ団体の組織強化に結びつくよう連携して取り組む。
- ・スポーツ推進委員会を中心に地域スポーツ教室を行い、地域住民がスポーツに取り組めるようその体制づくりに努める。

イ NPO法人おやべスポーツクラブの充実

- ・総合型地域スポーツクラブ事業の推進により、スポーツ人口の拡大や会員数の増加を図るため、NPO法人おやべスポーツクラブに対し積極的に活動支援を行う。
- ・拠点施設である文化スポーツセンターの機能が一層拡充するよう施設や環境の充実に努める。

ウ 中学校部活動の地域展開への推進

- ・「中学校部活動の地域展開」は、少子化が進む中、子どもたちがやりたいスポーツができる環境を築いていく上で、重要な取組であり、市ガイドラインを踏まえ、特に下記の点に留意しつつ、着実な進展を図るものとする。
- ・各競技団体、NPO法人おやべスポーツクラブ、保護者等と連携し、地域で中学校部活動を運営する団体の確立に取り組むとともに、専門的な指導者の確保に努める。
- ・部活動の地域展開を契機として、その活動を支える競技団体等の活動がより活性化するように取り組む。

エ スポーツ指導者の育成・強化と支援

- ・各競技団体等の指導者・審判員等の資格取得促進事業に対して、広く周知するとともに助成を行い、その推進を図る。
- ・指導者講習会・研修会を通して、ニーズに合った時代に相応しい指導ができる体制を整え、将来を見据えた指導者の育成に努めるため、公益財団法人小矢部市スポーツ協会に委託し、スポーツリーダー研修事業を実施する。

- ・スポーツ推進委員の資質向上を図るため各種講習会や研修会への参加を促すとともに、指導できる体制づくりに努め、スポーツ推進委員協議会を積極的に支援する。
- ・「スポーツ指導者パスネットとやま」を活用し、様々なニーズに応える指導者を紹介できる制度を推進する。

(3) 全国や世界で活躍できる選手の育成と強化

ア トップアスリート選手の育成・強化の推進

- ・市民体育大会の充実、県民体育大会への参加拡充と成績向上を目指して、各競技団体及び公益財団法人小矢部市スポーツ協会と連携して、組織強化及び選手強化に取り組む。
- ・小矢部市スポーツ振興基金を活用して、県内のプロスポーツ選手等による少年スポーツ教室を開催し、技術力の向上とスポーツ意識の高揚や習慣を身につける機会を設ける。
- ・最新のスポーツ医学・科学研究の成果を踏まえ、選手や指導者が時代とともに変化するトレーニング方法や指導方法を学べる機会を設定し、より質の高い水準で競技に取り組めるよう科学的トレーニングを推進する。
- ・国際大会や全国的大会に出場し活躍した経験を持つ指導者を派遣し、スポーツ少年団員、中学・高校生及び指導者に対してハイレベルな技術指導を行うトップアスリート強化・育成事業を実施する。

イ 優秀団体・個人への活動支援

- ・全国大会や国際大会等へ出場する選手やチームに対し壮行会の開催や激励金支給を行い、広く市民のスポーツに対する関心を高める機会とするとともに、その活動への支援を行う。

ウ わが街のスポーツ ホッケー競技の推進

- ・本市のスポーツを代表する「ホッケー競技」のクラブチームや選手の活動を支援するとともに、若年層から成年層までの一貫した指導体制を整えられるよう、富山県ホッケー協会及び小矢部市ホッケー協会の取組を支援する。
- ・保育所・こども園や学校教育の場において、ユニホックに取り組み、わが街のスポーツの機運を盛り上げるとともに、ホッケー人口拡大に努める。
- ・「公式ホッケータウン」認定に伴い、「ホッケーのまちおやべ」として、市内外へのさらなるPRに努める。

(4) スポーツを通じた地域の活性化

ア スポーツイベント等の情報発信

- ・おやべりレーラン、野球日本海リーグ、ホッケー日本リーグ等のスポーツイベントや国内トップレベルの大会等に、県内外から参加者や観戦者を呼び込むことができるよう、積極的な情報発信に努める。
- ・スポーツ情報を広く市民に提供するため、広報おやべ、ケーブルテレビ、市ホームページ、SNS等を利用し、PRに努める。

イ スポーツ・ツーリズムの推進 ～全国大会やスポーツ合宿の誘致・支援～

- ・本市の魅力や地域の特性を活かしたウォーキングイベント等の開催を支援するとともに、市内史跡等を巡る「歴史探訪」とウォーキングイベントの連携を図る。
- ・コンベンション助成補助金制度を活用し、市外のスポーツ団体が、市内のスポーツ施設を利用して行うスポーツ合宿を推進する。
- ・県外からのスポーツ合宿を誘致するために県西部6市で連携して作成したパンフレットを活用し、都市圏から誘致に取り組むとともに、市ホームページによるスポーツ施設・宿泊施設の情報提供や相互利用等を推進する。
- ・トップチームがハイレベルな技術を駆使してプレーする姿をより多くの方に会場へ来ていただき応援してもらえるよう、ホッケー日本リーグや本市とパートナーシップ協定を締結している富山GRNサンダーバーズが開催する「小矢部市民の日」のPRに努める。
- ・全日本マスターズホッケー大会等の全国的大会について、毎年本市において開催されるよう、各関係団体と連携し、積極的な誘致に努める。

ウ スポーツを観戦・応援する機会づくりの推進

- ・トップチームであるホッケー社会人チームの「小矢部RED OX」や、県内に拠点を置くプロチーム等の試合への観戦者が増加するよう、市内小中学生へのPRに努める。
- ・「小矢部RED OX」や県内プロチームが、地域の行事等に参加する社会貢献活動を推進し、地域の活性化を図る。

小矢部市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
小矢部市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、小矢部市立学校の教育職員の勤務状況を改善し、心身共に健康な状態で、誇りとやりがいをもってその職務に励むことができるようにすることをねらいとして策定するものである。

第7次小矢部市総合計画及び第2次小矢部市教育大綱では「○心豊かな人づくり ○心身ともにたくましい人づくり ○文化豊かな地域社会の創造」という基本目標を掲げており、「人間尊重の精神のもと、広い視野をもち、生涯を通して自己の向上に努めるとともに、社会の平和と進展に貢献し得る心身ともに健全な人間を育成すること」を目指している。

本計画に基づき業務量の適正管理を行うことで、以下の好循環を創出し、その成果を子供たちへ還元することを目的とする。

・子供と向き合う時間の確保

業務の精選や効率化により教員が本来担うべき業務に注力できるようにし、教材研究（授業準備）や子どもたちの悩みを聞く時間、一人一人のよさを見取る時間へと転換する。これにより、授業の質を向上させ、きめ細やかな指導を実現する。

・教職員の心身の健康と人間的魅力の向上

教職員が十分な休息を取り、心にゆとりをもって子どもたちに接することができる環境をつくる。また、教職員自身が自己研鑽や社会体験を積む時間を確保し、その経験を教育活動に還元することで、魅力ある教育実践へとつなげる。

・教育の質の維持・向上

長時間労働を是正し、優秀な人材が教職を目指し、定着する環境を整えることで、将来にわたり本市の高い教育水準を維持する。

(2) 本市の現状

本市では、教育職員の在校等時間の管理とその縮減に取り組んできた結果、令和6年度における時間外在校等時間の状況については以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均（県）	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 39.5 時間 (35.7)	42.4%	4.2%
中学校	月 52.0 時間 (43.0)	56.3%	17.4%

市全体でみると、時間外在校等時間が45時間を超える割合が48.3%と多くなっている。また、市内小中学校勤務の教員を対象に「教職員の働き方に係るアンケート」を実施した結果、時間的負担を感じる業務として、「支援・配慮が必要な児童生徒とその家庭への対応」が54.4%と半数以上の教員が回答している。次いで「生徒指導」や「調査・回答」と回答した教員が42.2%を占めている。とりわけ、新年度当初の分掌業務や行事の運営、各種会計、部活動指導などの業務の負担感が大きくなっている。また、多数の教員が現在の環境を働きやすい（肯定的回答83.7%）と感じている一方で、ワーク・ライフ・バランスの視点からみるとバランスがとれていると感じている教員は46.2%と過半数を割る現状である。さらに、授業準備や自己研鑽の時間の確保については、確保できていると回答する教員が32.6%となっている。業務量の適正管理を行うことによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが喫緊の課題であると考えられる。こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

【「教職員の働き方に係るアンケート」より】（調査時期 令和8年2月 回答者147名）

勤務時間を意識して勤務していると感じる教職員の割合 肯定的回答 79.6%	十分にできている 30.6% 少しはできている 49.0%
仕事と家族、自分の時間のバランスがとれていると感じる教職員の割合 肯定的回答 46.2%	とてもとれている 5.4% おおむねとれている 40.8%
授業の準備や自己研鑽をする時間を確保することができている教職員の割合 肯定的回答 32.6%	十分にできている 2.7% おおむねできている 29.9%

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【R6 13.8日】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする【R6 82】
- ・ 仕事と家族、自分の時間とのバランスがとれていると感じる教職員の割合80%以上を目指す【R7 肯定的回答46.2%】

- ・授業の準備や自己研鑽をする時間を確保することができている教職員の割合 80%以上を目指す 【R7 肯定的回答 32.6%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登下校の時間やスクールバスの発着時刻等の見直しを推進する。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

学校での対応が困難な事案に関しては、教育総務課や教育センターと連携し、対応する。また、必要に応じてこども家庭課とも連携して対応する。さらに、令和8年度配置の市スクールロイヤーへの相談体制の整備や、富山県教育委員会のスクールロイヤー制度の周知及び利用手続き等、学校が弁護士等の専門家を活用し当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・部活動（「3分類」⑬関係）

休日の部活動については、地域展開を推進するほか、部活動指導員の配置を拡充する。

「小矢部市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和6年3月）」に基づき、適切な部活動を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備、採点作業や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

全校に配置されている教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）との協働を進め、授業準備や採点作業、学年会計業務等を依頼する体制を整える。

ICT支援員を配置し、ICT環境のさらなる整備・推進により、児童生徒への支援にとどまらず、教職員の授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

各校での支援員によるサポートで効果的であった事例や実践を校長会等で共有する。

- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を80%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

教育委員会において、学校が必要とする医療・福祉・警察等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、スタディ・メイト、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進し、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・教職員の時間の余裕が生み出せるように時間割を工夫し、教員一人当たりの授業時間数を減らし、空き時間を確保する。また、分掌業務の内容を精選し、OJTによる協力体制を整える等、少ない時間の中で一人一人がやりがいをもって取り組めるようにする。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ICTの活用により、授業準備や教材研究、成績処理事務、保護者への連絡や配付文書などの作成を効率化する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- ・年次有給休暇について、平日でも安心して取得できる雰囲気をつくり、そのための体制を整備するよう、各学校での工夫を促す。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業期間中に5日間の完全閉庁期間の設定を行う。また、学校稼業時間外や、中期的な学校休業中（年末年始やゴールデンウィーク等）の保護者からの学校への連絡は、市教育委員会で受け付ける。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議、小中学校長会において報告することとする。また、保護者や地域への本計画や取組への周知と理解を求め、学校内外での連携・協働を図る。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる人材の確保に当たり、関係部局・関係機関及び各校区における学校運営協議会とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果及び市内勤務教員対象アンケートから把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校

等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。